

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京大学

令和5年3月

令和6年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域 2 内部質保証に関する基準	6
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	10
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	12
領域 5 学生の受入に関する基準	14
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準	18
付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録 2 根拠資料一覧	
付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内進	一橋大学名誉教授
山口宏樹	大学入試センター理事長
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授
◎山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
山本健慈	国立大学協会参与
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀邦夫	名古屋大学教授
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
白石小百合	横浜市立大学教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山和久	名古屋大学教授
奈良間美保	京都橘大学教授
原田信志	熊本大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
湯川嘉津美	上智大学教授
横田光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 3-6 及び基準 5-3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 3-6 及び基準 5-3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2-1 及び基準 2-2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

○法令等が公表を求める教育研究情報「教員の学位及び業績」を十分には公表していない。(基準 3-6)

○工学系研究科博士前期課程及び情報理工学系研究科博士前期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5-3)

○人文社会系研究科博士前期課程、人文社会系研究科博士後期課程、法学政治学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、公共政策学教育部博士後期課程及び薬学系研究科博士課程において実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5-3)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、すべての学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4 年目終了時)の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和 6 年 3 月)

基準 5-3

○「工学系研究科博士前期課程及び情報理工学系研究科博士前期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。」とする改善を要する点は、情報理工学系研究科博士前期課程においては令和 5 年度に改善されている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の10学部及び15研究科等を置いている。

[学士課程]

- ・法学部（3課程（類）：第1類、第2類、第3類）
- ・医学部（2学科：医学科、健康総合科学科）
- ・工学部（16学科：社会基盤学科、建築学科、都市工学科、機械工学科、機械情報工学科、航空宇宙工学科、精密工学科、電子情報工学科、電気電子工学科、物理工学科、計数工学科、マテリアル工学科、応用化学科、化学システム工学科、化学生命工学科、システム創成学科）
- ・文学部（1学科：人文学科）
- ・理学部（10学科：数学科、情報科学科、物理学科、天文学科、地球惑星物理学科、地球惑星環境学科、化学科、生物化学科、生物学科、生物情報科学科）
- ・農学部（3課程：応用生命科学課程、環境資源科学課程、獣医学課程）
- ・経済学部（3学科：経済学科、経営学科、金融学科）
- ・教養学部（3学科：教養学科、学際科学科、統合自然科学科）
- ・教育学部（1学科：総合教育科学科）
- ・薬学部（2学科：薬科学科、薬学科）

平成28年度に、文学部において、各専修課程が提供する高い専門性に基ついた教育と、分野横断的なカリキュラムに基づく教育を有機的につなげることにより、人類文化の多様性及び普遍的真理に対する深い理解と洞察力を背景とし、人間・社会のあるべき姿を明確に描くことのできる、健全な知性と高い倫理観を涵養する教育を提供することを目的として、文学部の4学科（思想文化学科、歴史文化学科、言語文化学科、行動文化学科）を統合し、人文学科を設置している。

学士課程入学者全員は、教養学部の2年次までの教養学部前期課程に所属し、6つの科類に分かれ教養教育の教育課程を履修し、次の年次からはその他の学部又は教養学部の学科（教養学部後期課程）に所属を変更し、いずれかの学部を卒業することとなっている。

[大学院課程]

- ・人文社会系研究科（博士前期課程7専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻、博士後期課程7専攻：基礎文化研究専攻、日本文化研究専攻、アジア文化研究専攻）

- 攻、欧米系文化研究専攻、社会文化研究専攻、文化資源学研究専攻、韓国朝鮮文化研究専攻)
- ・教育学研究科（博士前期課程 2 専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻、博士後期課程 2 専攻：総合教育科学専攻、学校教育高度化専攻)
- ・法学政治学研究科（博士前期課程 1 専攻：綜合法政専攻、博士後期課程 1 専攻：綜合法政専攻、専門職学位課程 1 専攻：法曹養成専攻)
- ・経済学研究科（博士前期課程 2 専攻：経済専攻、マネジメント専攻、博士後期課程 2 専攻：経済専攻、マネジメント専攻)
- ・総合文化研究科（博士前期課程 5 専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻、博士後期課程 5 専攻：言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻)
- ・理学系研究科（博士前期課程 5 専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、博士後期課程 5 専攻：物理学専攻、天文学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻)
- ・工学系研究科（博士前期課程 16 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻、博士後期課程 17 専攻：社会基盤学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、精密工学専攻、システム創成学専攻、航空宇宙工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、先端学際工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻、専門職学位課程 1 専攻：原子力専攻)
- ・農学生命科学研究科（博士前期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻、博士後期課程 11 専攻：生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物・環境工学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、生圏システム学専攻、応用動物科学専攻、博士課程 1 専攻：獣医学専攻)
- ・医学系研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士前期課程 2 専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻、博士課程 9 専攻：分子細胞生物学専攻、機能生物学専攻、病因・病理学専攻、生体物理医学専攻、脳神経医学専攻、社会医学専攻、内科学専攻、生殖・発達・加齢医学専攻、外科学専攻、博士後期課程 2 専攻：健康科学・看護学専攻、国際保健学専攻、専門職学位課程 1 専攻：公共健康医学専攻)
- ・薬学系研究科（博士前期課程 1 専攻：薬科学専攻、博士後期課程 1 専攻：薬科学専攻、博士課程 1 専攻：薬学専攻)
- ・数理科学研究科（博士前期課程 1 専攻：数理科学専攻、博士後期課程 1 専攻：数理科学専攻)
- ・新領域創成科学研究科（博士前期課程 11 専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカル情報生命専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻、

博士後期課程 11 専攻：物質系専攻、先端エネルギー工学専攻、複雑理工学専攻、先端生命科学専攻、メディカル情報生命専攻、自然環境学専攻、海洋技術環境学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻)

- ・情報理工学系研究科（博士前期課程 6 専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻、博士後期課程 6 専攻：コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能機械情報学専攻、創造情報学専攻)
- ・学際情報学府（博士前期課程 1 専攻：学際情報学専攻、博士後期課程 1 専攻：学際情報学専攻)
- ・公共政策学教育部（博士後期課程 1 専攻：国際公共政策学専攻、専門職学位課程 1 専攻：公共政策学専攻)

平成 28 年度に、公共政策学教育部において、社会的ニーズに応えるとともに、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源を支える研究活動の活性化のため、高度に専門的な業務に従事するに必要な、高度な研究能力、幅広い知識とより高度な国際的実務能力を兼ね備えた人材を育成し、公共政策分野における専門職学位課程と接続性をもつ教育・研究を行う体制を確立することを目的として、博士後期課程に国際金融・開発と国際安全保障を主要対象分野とする国際公共政策学専攻を設置している。

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において、女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、別紙 1-3-1 のとおり、研究科等又は研究所等に所属して教育研究活動を行うとともに、学士課程の教育を担当している。

法学政治学研究科の教員は法学部、医学系研究科の教員は医学部、工学系研究科の教員は工学部、人文社会系研究科の教員は文学部、理学系研究科の教員は理学部、農学生命科学研究科の教員は農学部、経済学研究科の教員は経済学部、総合文化研究科の教員は教養学部（前期課程、後期課程）、

教育学研究科の教員は教育学部、薬学系研究科の教員は薬学部、数理科学研究科の教員は理学部及び教養学部（後期課程）、新領域創成科学研究科の教員は工学部、理学部及び農学部、情報理工学系研究科の教員は工学部及び理学部、情報学環の教員は工学部、理学部、教養学部（後期課程）及び教育学部の教育研究を担当している。

また、公共政策学連携研究部及び公共政策学教育部における教育研究は、法学政治学研究科及び経済学研究科の協力を受けて行われている。

各研究科、各学部、情報学環・学際情報学府、公共政策学連携研究部・公共政策学教育部におかれた教授会は、当該教育研究組織における教育研究上の重要事項を審議している。

各教授会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、総長、総長が指名する理事、大学院研究科、附置研究所等の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者、その他教育研究評議会が定めるところにより総長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育運営委員会は、総長が指名する理事又は副学長、各大学院研究科長、各大学院教育部の部長及び各学部長、その他総長が必要と認めた本学の教職員若干名から構成され、学部及び大学院における教育体制及び教育制度の改善・整備に関する実現方策等の検討を行い、取りまとめるとともに、学部通則、大学院学則及び学位規則等の教育に係る規則の制定改廃に関する事項、進学選択に関する事項、学生の身分に関する事項、教職課程並びに学芸員、司書、司書教諭、社会教育主事及び公認心理師の資格に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学位授与に関する事項、その他学部及び大学院の教育に関する事項について審議及び連絡調整を行う。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育運営委員会の下に置かれた学部・大学院教育部会は、総長が指名する理事又は副学長、各大学院研究科、各大学院教育部及び各学部から推薦された教授又は准教授、各大学院研究科及び各大学院教育部から推薦された教務担当事務職員各1名、各学部から推薦された教務担当事務職員各1名、本部学務課長、本部学務課職員若干名、その他教育運営委員会委員長が必要と認めた教職員若干名から構成され、学部及び大学院の教育に関する事項について、具体的な審議及び連絡調整を行うとともに、必要に応じて、学部及び大学院を通じた教育改革、全学的な教育の推進、教育方法の改善その他重要な事項について検討を行う。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育運営委員会の下に置かれた進学選択調整部会は、教育運営委員会委員長が指名する教授、教養学部から推薦された教授又は准教授若干名、教養学部以外の学部から推薦された教授又は准教授各1名、教養学部から推薦された教務担当事務職員若干名、教養学部以外の学部から推薦された教務担当事務職員各1名、本部学務課長、本部学務課職員若干名等から構成され、教養学部前期課程からその他の学部及び教養学部後期課程への進学選択に関する事項について、具体的な審議及び連絡調整を行っている。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育運営委員会教職課程・学芸員等部会は、教育学部長、教育学部から推薦された教授又は准教授若干名、教育学部以外の学部から推薦された教授又は准教授各1名、その他教育運営委員会委員長が必要と認めた教職員若干名から構成され、教職課程並びに学芸員、司書、司書教諭、社会教育主事及び公認心理師の資格に関する事項について、具体的な審議及び連絡調整を行う。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

総長を統括責任者とし、総長が指名する評価担当理事を自己点検・評価の責任者、かつ、それぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価委員会であり、その役割分担は教育に関する内部質保証の実施要項及び東京大学評価委員会規則に明確に定めている。中核的な審議機関である評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある各理事、総長が指名する副学長、各研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む）、各附置研究所長、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長のうち若干名、大学総合教育研究センター長によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

法学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部、薬学部においては、各学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学科は医学部長、健康総合科学科は健康総合科学科長を責任者としてその質保証を行っている。

人文社会系研究科、教育学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系研究科、農学生命科学研究科、薬学系研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科においては、各研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

法学政治学研究科、工学系研究科、医学系研究科においては、専門職学位課程を除く専攻は各研究科長、専門職学位課程は専攻長を責任者としてその質保証を行っている。

学際情報学府においては、学府長を責任者としてその質保証を行っている。

公共政策学教育部においては、国際公共政策学専攻は教育部長、公共政策学専攻（専門職学位課程）は専攻長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事・副学長（施設担当）を責任者としてキャンパス計画室等が、学習環境については、理事・副学長（教育担当）を責任者として教育運営委員会が、情報設備については、理事・副学長（情報担当）を責任者として情報システム本部が、附属図書館については、理事・副学長（図書館担当）を責任者として図書行政商議会が、障害のある学生のための施設及び設備については、理事・副学長（バリアフリー担当）を責任者としてバリアフリー支援室が、学内の環境安全衛生については、理事・副学長（環境安全衛生担当）を責任者として環境安全本部が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育に関する内部質保証の実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、理事・副学長（学生支援担当）を責任者として学生委員

会が、障害のある学生の支援については、理事・副学長（バリアフリー担当）を責任者としてバリアフリー支援室が、学生の保健・健康推進に対する支援については、理事・副学長（環境安全衛生担当）を責任者として保健・健康推進本部が、各種ハラスメント防止については、理事・副学長（ハラスメント防止担当）を責任者としてハラスメント防止委員会が、学生の就職支援については、理事・副学長（学生支援担当）を責任者として学生委員会が、留学生の支援については、理事・副学長（国際担当）を責任者としてグローバルキャンパス推進本部が質保証を行っている。その役割分担は、教育に関する内部質保証の実施要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、理事・副学長（入試企画担当）を責任者として入試企画室が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、理事・副学長（入試担当）を責任者として入試監理委員会が質保証を行っている。その他には学部英語コースの入試の実施については、理事・副学長（PEAK担当）を責任者として国際化推進学部入試担当室が質保証を行っている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育に関する内部質保証の実施要項に定めている。

教育課程ごとに基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを教育に関する内部質保証の実施要項に定めている。自己評価書提出時点では各教育課程について運用する体制及び手順について明確でなかったが、令和 4 年 12 月までに教育課程自己評価書の作成要領を策定し、すべての教育課程ごとの判断の体制、内容及び方法が明確に定められている。

教職課程については、教職課程に関する自己点検・評価の実施方針に定めている。また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育に関する内部質保証の実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育に関する内部質保証の実施要項及び各調査の実施要領等を定め、定期的の実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、教育に関する内部質保証の実施要項に定めているが、自己評価書提出時点では、自己点検・評価結果に「設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。」ことが明確でなかったが、令和 4 年 12 月までに教育に関する内部質保証の実施要項を改正し、明確に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教育運営委員会で審議されたのち、役員会又は役員懇談会において審議・決定されている。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、東京大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）、各学部及び研究科等において教員の採用・昇任の判断方法を定め、論文業績のピアレビューや書面審査、面接、投票等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させているが、教育上の指導能力をどのように評価しているかは一部の部局について明確ではない。

東京大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

各学部及び研究科等において教員評価実施要項等に基づき、評価対象者に評価結果の通知をするなど、別紙様式 2-5-3 のとおり一部の学部及び研究科を除き評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、東京大学フューチャーフアカルティプログラム、オンラインワークショップ「オンラインでこそアクティブラーニング」、模擬国連ワークショップ等を大学総合教育研究センター、総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構を中心に組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員を学務課、学生支援課、奨学厚生課、学生相談支援課、入試課、国際交流課、国際支援課、各学部及び研

究科等に配置するとともに、教育活動の支援や補助等を行う職員を各学部及び研究科等に、図書館の業務に従事する職員を総合図書館、駒場図書館、柏図書館のほか、複数の部局図書館等に配置している。TA等教育補助者については、一部を除いた各学部及び研究科等で開講されている授業科目に配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、学務研修会実務勉強会、バイオ取扱基礎技術（核酸取扱法）研修、放射線管理者実務研修、プレFFP（フューチャーファカルティプログラム）、教員・TA向けFDワークショップ等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。役員会は、総長及び理事により構成され、中期目標及び中期計画に関する事項、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項を審議している。

経営協議会は、総長、大学法人の理事であって総長が指名する者 9 人、大学法人の職員であって総長が指名する者 3 人、大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ高い識見を有する者のうちから教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命する者からなる 14 人により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

情報公開及び個人情報保護は本部総務課、公益通報者保護は本部法務課、ハラスメント防止は本部労務・勤務環境課、安全保障輸出管理は安全保障輸出管理支援室、生命倫理及び動物実験の支援はライフサイエンス研究倫理支援室が、別紙様式 3-2-2 のとおり、責任を担っている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用防止、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は環境安全本部長のもと本部環境安全課が、情報セキュリティは部局情報セキュリティ責任者（部局 C I S O）の協力を得て、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）のもとで本部情報環境課が、研究費等不正使用の防止は本部研究倫理推進課が、研究活動に係る不正行為防止は研究倫理推進室が、学生危機対応は学生委員会及び本部学生支援課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 2,127 人、非常勤 723 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員及び事務職員等が学生委員会の構成員として協働している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、次世代リーダー育成研修（73 人参加）、情報セキュリティ教育（全構成員）、業務改革ワークショップ（143 人参加）、スペシャル・イングリッシュ・レッスン（20 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査要綱及び監事監査実施基準に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、総長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立し総長室に設置される内部監査室が、内部監査室内規及び内部監査実施要綱に基づき、業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証並びに評価を行い、もって、業務執行の合理化と効率化を図り、会計処理の適正化に資することを目的として、業務監査及び会計監査を行っている。内部監査室長は、事業年度ごとにあらかじめ内部監査についての方針、基本計画、監査事項、実施期間、その他必要な事項を定めた内部監査年次計画を作成し、監査終了後は、内部監査実施報告書を作成し、総長に報告している。

監事、会計監査人、内部監査室及び総長等は、四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしていない。

【改善を要する点】

○法令等が公表を求める教育研究情報「教員の学位及び業績」を十分には公表していない。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表しているが、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める、教員が有する学位及び業績が一部公表されていない。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

本郷地区キャンパス（東京都文京区）、駒場地区キャンパス（東京都目黒区）、柏地区キャンパス（千葉県柏市）の3キャンパス及びその他の校地を有し、その校地面積は計1,749,548㎡、校舎敷地面積は計1,288,864㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、別紙様式4-1-1のとおり本郷地区キャンパス、駒場地区キャンパス、柏地区キャンパスにおいて夜間に授業を実施している。

法令が定める附属施設については、別紙様式4-1-2のとおり、教育学部に附属学校（中等教育学校）、医学部に附属病院、農学部農場（生態調和農学機構）、演習林、家畜病院（動物医療センター）、牧場、養殖施設（水産実験所）、薬学部薬用植物園、工学部に実験・実習工場（総合研究機構）を設置している。

別紙様式4-1-3のとおり、施設・設備における安全性について配慮している。一部の対応中の建物を除き、耐震基準を満たしている。バリアフリー化については、バリアフリー支援室においてエレベーター、車椅子対応トイレ、スロープ等、各棟に必要なバリアフリー設備を概ね整備していることに加えて、詳細なバリアフリーマップを公開することで利用者の利便性を向上させている。安全防犯面については、外灯や防犯カメラを設置するなど、配慮している。

附属図書館については、本郷キャンパスに総合図書館、駒場キャンパスに駒場図書館、柏キャンパスに柏図書館、その他に学部・研究科等に部局図書館を設置しており、その延面積は84,328㎡、閲覧座席数は3,989席である。開館時間は原則として、総合図書館が8時30分から22時30分、駒場図書館が8時30分から22時、柏図書館が9時から21時である。令和4年5月1日現在の蔵書数は、図書9,914,461冊、学術雑誌170,225種、電子ジャーナル46,514種である。

自主的学習環境については、別紙様式4-1-6のとおり、自習室のほかに、講義室について授業時間外に使用可能とするなど整備している。大学院生の研究環境を含め、自主的学習環境は概ね整っている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、相談支援研究開発センター、保健・健康推進本部、教養学部進学情報センター、学部の相談窓口等を設置し、別紙様式4-2-1

のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領等に基づき、ハラスメント相談所が相談窓口となり、ハラスメント予防担当者と連携しハラスメント防止等に関する啓発活動や研修を行うほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

100 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、グラウンド、体育館、テニスコート等を整備し、運営資金援助や備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、グローバルキャンパス推進本部の国際化教育支援室及び各学部等に置かれた対応窓口等が、学習や日常の相談対応、就職支援、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、支援実施担当者を通じた人的・物的サポート、バリアフリーに関する理解・啓発、サポートスタッフの養成等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、授業料及び入学料の免除、寄宿舎の運営等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

入学者は入学時にはすべて教養学部所属することとなり、3年次において、それぞれの学位授与の方針をもつ学部所属を変更することを原則としているため、入学者受入の方針を教養学部について明確に定めるとともに、学校推薦型選抜を実施するために学部ごとの入学者受入の方針を定めている。なお、自己評価書提出時には十分には明確に定められてはいなかったが、令和4年12月には明確に定めている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、学部前期課程において、総長を委員長とする入試監理委員会を置き、その業務を円滑に運営するために、同委員会に入試制度委員会、入試実施委員会、入試教科委員会、推薦入試委員会、外国学校卒業学生等入学選考委員会を置いている。また、学部英語コースの入試においては、国際化推進学部入試担当室を置いて実施している。

また、大学院においては各研究科に入試実施委員会等を設置し、体制を整備し実施している。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。例えば、理科三類への入学志願者に対する面接を平成30年度入学者選抜から再度導入することについて入試制度委員会の検討を経て、平成27年度に入試監理委員会で決定している。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

○工学系研究科博士前期課程及び情報理工学系研究科博士前期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

○人文社会系研究科博士前期課程、人文社会系研究科博士後期課程、法学政治学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、公共政策学教育部博士後期課程及び薬学系研究科博士課程において実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教養学部（前期課程）全体：1.03 倍

（内訳）

- ・文科一類：1.02 倍
- ・文科二類：1.02 倍
- ・文科三類：1.06 倍
- ・理科一類：1.02 倍
- ・理科二類：1.05 倍
- ・理科三類：1.01 倍

[修士課程]

- ・医学系研究科：1.01 倍

[博士前期課程]

- ・人文社会系研究科：0.61 倍
- ・教育学研究科：0.95 倍
- ・法学政治学研究科：0.94 倍
- ・経済学研究科：0.95 倍
- ・総合文化研究科：0.90 倍
- ・理学系研究科：0.95 倍
- ・工学系研究科：1.75 倍
- ・農学生命科学研究科：1.05 倍
- ・医学系研究科：0.79 倍
- ・薬学系研究科：0.89 倍
- ・数理科学研究科：0.73 倍
- ・新領域創成科学研究科：1.23 倍
- ・情報理工学系研究科：1.36 倍
- ・学際情報学府：1.15 倍

[博士後期課程]

- ・人文社会系研究科：0.63 倍
- ・教育学研究科：0.94 倍
- ・法学政治学研究科：0.38 倍
- ・経済学研究科：0.68 倍
- ・総合文化研究科：0.72 倍
- ・理学系研究科：0.94 倍
- ・工学系研究科：1.14 倍
- ・農学生命科学研究科：0.72 倍
- ・医学系研究科：0.80 倍
- ・薬学系研究科：0.97 倍

- ・数理科学研究科:0.73 倍
- ・新領域創成科学研究科:0.98 倍
- ・情報理工学系研究科:1.19 倍
- ・学際情報学府:0.78 倍
- ・公共政策学教育部:0.68 倍

[博士課程]

- ・農学生命科学研究科:1.05 倍
- ・医学系研究科:0.96 倍
- ・薬学系研究科:0.50 倍

[専門職学位課程]

- ・法学政治学研究科:0.92 倍
- ・工学系研究科:0.99 倍
- ・医学系研究科:1.05 倍
- ・公共政策学教育部:1.05 倍

博士前期課程は、人文社会系研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

工学系研究科及び情報理工学系研究科において実入学者数が入学定員を大幅に超えている。なお、平成 27 年度に実施した認証評価において改善を要する点の同様の指摘を受けている。

博士後期課程は、人文社会系研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、公共政策学教育部において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

博士課程は、薬学系研究科において実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

人文社会系研究科においては、入試説明会を各専門分野単位で開催し、入学者の確保に努めている。また、基礎文化研究専攻の博士前期課程においては、平成 30 年度入試から、冬季入試に加え夏季入試を実施し、受験機会を増加させた。

法学政治学研究科においては、毎年、修士・博士課程紹介ガイダンスを行っており、選抜方式についてだけでなく、研究環境、修了後の進路、さらには課程所属時の勉学のあり方等についても情報を提供するなどの工夫をしている。ガイダンス参加者から提出されたアンケート結果からは、ガイダンスが進学希望者に対する重要な情報提供の機会になっていることを確認しており、進学者確保に一定の効果を得ている。また、博士課程の認知度を更に高めるため、大学院学生自身が博士課程を紹介する企画等、より詳細な情報を提供する機会を設けることを計画している。このほか、平成 29 年度から開始し令和元年度には文部科学省の卓越大学院プログラムに選定された先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムにおいて、ビジネスロー領域における大学院教育の強化を目的とした修博一貫の教育プログラムを提供しており、これを通して博士課程への進学者が一定程度増加することを見込んでいる。

経済学研究科においては、令和元年度実施入試から、新たに社会人特別選抜入試を開始し、博士後期課程の学生募集方法を広げた。また、毎年、社会人特別選抜入試のための入試説明会を開催している。

工学系研究科においては、毎年度、教育会議等において各専攻・課程ごとの学生の受入状況を確認

認し、適正な受入体制について検証を行っているに留まっている。

情報理工学系研究科においては、令和2年度に博士前期課程の入学定員を85人増員している。また、博士後期課程についても、近年の志願者の急増や、革新的なイノベーションを創出し最先端の情報科学技術を牽引する博士人材拡充の緊急性に鑑み、令和4年度から電子情報学専攻及び知能機械情報学専攻の入学定員を計20人増員している。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、一部の学部・研究科等において、自己評価書提出時点では、明確ではない部分があったが、令和4年12月までに明確に定めている。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、一部の学部・研究科等において、自己評価書提出時点では、明確ではない部分があったが、令和4年12月までに明確に定めている。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科等において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することを令和4年12月までに定めて

いる。

専門職学位課程として法学政治学研究科法曹養成専攻、工学系研究科原子力専攻、医学系研究科公共健康医学専攻、公共政策学教育部公共政策学専攻を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6 - 4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 10 週又は 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されるために十分指示点検が行われることが令和 4 年 12 月までに決定している。

すべての学部・研究科等において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

すべての大学院専門職課程において、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

基準 6 - 5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6 - 5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6 - 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6 - 6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

一部の学部・研究科等において、自己評価書提出時点では、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けられていなかったが、令和4年12月までに定めている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科等においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおりであり、すべての学部・研究科等について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおり、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある。なお、工学系研究科原子力専攻については、修了者はすべて在職者であったため該当する年度については就職希望者がいなかった。